

特定少年等に係る非行対策

令和3年12月23日
少年非行対策課長会議申合せ

1 趣旨

令和4年4月1日に施行される改正少年法に関し、衆議院及び参議院法務委員会附帯決議（以下「決議」という。）において、「18歳及び19歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。」との項目が盛り込まれた。

少年非行対策における関係機関の連携については、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定）の2(2)「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」（総合的取組）において、関係機関等の連携を図ることとされ、政府をあげて施策を推進しているところであるが、決議を踏まえ、関係府省庁が更に緊密に連携し、特定少年を含む少年の非行対策を推進することを申し合わせるものである。

2 取組

(1) 非行早期の段階からの対策

一般に、特定少年の非行は、特定少年の年齢になって以降よりも、中学生や高校生の年齢時等、特定少年の年齢に至る前から始まっているケースが多いと思われる。決議において「早期の段階における働き掛けが有効」とされたのも、この点を踏まえたものと考えられる。

よって、特定少年の非行対策においては、特定少年のみに限定するのではなく、非行の未然防止及び（特定少年に該当する年齢前を含む）非行の予兆がある早期の段階からの対策を、関係府省庁が連携して講じる必要がある。

ア 非行の未然防止に係る取組

非行の未然防止を図るため、非行防止教室の開催、補導、子供の居場所づくり等の取組を推進しつつ、更に関係機関による相互の連携を図る。

- ・ 学校、警察及び法務省が連携し、学校、法務少年支援センター、更生保護サポートセンター等における非行防止教室、命の大切さを学ぶ教室、

薬物乱用防止教室等の開催等の取組を推進する。【警】【法】【文】

- ・ 警察、青少年センター等の関係機関やボランティア等が連携し、繁華街や公園等の少年のたまり場となりやすい場所において街頭補導活動等を実施し、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為を行っている少年に対する、的確な助言・指導等を推進する。【内】【警】
- ・ 警察において、少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を推進する。【警】
- ・ 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動の一環として、放課後等の学習支援、体験活動等を実施し、子供の居場所づくりを推進する。【文】
- ・ 警察、地域等が連携し、各種スポーツ活動、清掃活動等の社会奉仕活動、農作業の体験活動等の機会を通じて、心のよりどころとなる子供の居場所づくりを推進する。【警】【法】
- ・ 非行の背景に児童虐待等の逆境的体験が指摘されていることから、要保護児童対策地域協議会等における関係機関の連携により、児童虐待の未然防止、発見時の迅速な対応、自立支援等の児童や家族に対する対応を推進する。【警】【法】【文】【厚】
- ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間等において、関係機関が連携し、非行防止の広報啓発活動を推進する。その際、特定少年も利用することが多いSNSを活用するなど学校に属していない少年をターゲットにした取組に留意する。【内】【警】【法】【文】【厚】
- ・ 関係機関において、子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡協議会等のネットワークを活用し、更に相互の連携を強化し、非行の未然防止を図る。【内】【警】【法】【文】【厚】

イ 少年非行に関する相談への取組

非行の端緒が学校、保護者、地域等で把握されることが多いこと、また、少年等からの相談対応においては、警察、法務少年支援センター、児童福祉機関（児童相談所、児童家庭支援センター等）等における専門的知識の活用が有効であることを踏まえ、少年及びその保護者等からの相談に対する関係機関の取組を推進しつつ、更に関係機関相互の連携を図る。

- ・ 警察において、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言等を行う少年相談を推進する。【警】
- ・ 法務少年支援センターにおいて、関係機関からの依頼に応じて、心理学等を専門にする職員による心理相談、問題行動のある少年への指導方

法の助言等を推進する。同センターにおいては、コロナ禍を踏まえ、14か所でウェブ面接システムを今年度中に導入する。

なお、法務省と21の都道府県警察において協定(補導対象者へのカウンセリング、心理検査等の実施等)を締結しているが、この拡充を検討するなど、相互の連携を強化する。(協定締結数は令和3年11月30日現在)【警】【法】

- ・ 保護観察所において、地方公共団体と連携し、更生保護サポートセンターを始めとする保護司の活動環境を充実させ、保護観察の対象となった少年等の指導・支援の充実を図る。【法】
- ・ 学校・教育委員会、警察、法務少年支援センター、保護観察所、児童福祉機関(児童相談所、児童家庭支援センター等)等による協議を推進し、また、問題行動等を起こしている個々の少年の指導・支援のため関係機関によるサポートチームを構築するなどして、問題行動のある少年への対応を図る。また、非行問題に関わるNPO等との連携による非行少年へのアウトリーチ等、更なる方策についても検討を行う。【警】【法】
【文】【厚】

ウ 再非行等防止のための立ち直り支援

再非行の防止を図るため、保護観察処遇の充実強化、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動、子供の居場所づくり、就労・修学支援等の取組を推進しつつ、更に関係機関相互の連携を図る。

- ・ 保護観察所において、保護観察の対象となった少年について、しよく罪指導の充実強化、専門的処遇プログラムの実施、大麻事犯者への教育の充実、就労支援の更なる充実強化等により、保護観察処遇の充実強化を図る。【法】
- ・ 警察において、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動(問題を抱え、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対し、警察から積極的に連絡し、継続的な声かけや、体験活動等への参加、就労・修学支援等を行うもの。)を推進する。【警】
- ・ 警察、地域等が連携し、各種スポーツ活動、清掃活動等の社会奉仕活動、農作業の体験活動等の機会を通じて、心のよりどころとなる子供の居場所づくりを推進する。(再掲)【警】【法】
- ・ 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動の一環として、放課後等の学習支援、体験活動を実施し、子供の居場所づくりを推進する。(再掲)【文】
- ・ 児童自立支援施設(不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等を入所させるなどして、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、そ

の自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うもの。)において、専門性を有する職員により、学校や地域と連携しつつ、家庭的、福祉的アプローチによる子供の自主的生活を支援し、立ち直りを図る。【文】【厚】

- ・ 非行問題に関わるNPO、公共職業安定所、保護観察所、矯正施設、警察等の関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を推進する。【警】【法】【文】【厚】
- ・ 少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、法務少年支援センター等の関係機関・団体等が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくり等の取組を一層推進する。【警】【法】【文】【厚】
- ・ 教育委員会、警察、児童相談所、保護観察所、法務少年支援センター等で構成される問題行動に関する連携ブロック協議会等による関係機関・団体等の連携を更に推進し、非行や問題行動のある少年の支援を図る。【警】【法】【文】【厚】

(2) 特定少年にも適用又は延長して適用する対策

関係省庁における非行対策のための取組の中には、児童自立支援施設のように18歳までの少年を対象とするものや、学校における取組のように中学校・高校という場を前提とするものもある。しかし、そのような場合においても、特定少年に対しても措置を延長できるものや、年齢を限定せずに支援を行うことができるものがあり、それらを積極的に活用する。

ア 自立のための支援

- ・ 児童自立支援施設は、原則として18歳までの者が対象であるが、生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合には、18歳以降も20歳に達するまでの措置延長を積極的に活用する。【厚】
- ・ 自立援助ホーム(相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等児童の自立した生活を支援する場として整備されたもの。)は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの等が対象であるが、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者についても活用する。【厚】
- ・ 厚生労働省において、社会的養護自立支援事業を活用し、大学に進学していない自立援助ホーム入居者、里親に委託されている子供、児童養護施設に入所している子供等についても、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を行う。【厚】

イ 「学びの中断」防止のための支援

- ・ 文部科学省において、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」により高校中退者等に対し地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談・支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。【文】
- ・ 学校と矯正施設が連携し、矯正施設における進学・復学支援を推進する。また、少年院の矯正教育で高等学校学習指導要領に準じて行うものを高等学校の単位に認定することが可能となったことを踏まえ、少年院在院者に対する学習支援の充実を図る。【法】【文】
- ・ 文部科学省と法務省が連携し、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施を推進する(平成19年から、教育委員会からの試験監督官の派遣を受けずに矯正施設内での高卒認定試験の実施が可能となっている。)。【法】【文】

(3) 特定少年が主となる犯罪等から守るための対策

特定少年の占める割合が高く、特に対策が必要なものとして、特殊詐欺への加担及び大麻の乱用があり、これらへの対策を推進する。

ア 特殊詐欺に加担させないための取組

犯罪者グループが特殊詐欺の受け子として少年を利用し、少年も安易に誘いに乗り犯行に加担している現状にあり、年齢が高くなるにつれ、この傾向が強まることから、警察において、こうした現状や勧誘の手口等について、少年事件の取扱い等における少年への指導のほか、学校や法務省と連携した非行防止教室の開催、学校警察連絡協議会等を活用した現状等についての情報発信等、また、法務省において、特殊詐欺少年を対象としたプログラムの充実を図り、少年を特殊詐欺に加担させないための取組を推進する。【警】【法】【文】

イ 大麻の乱用防止に関する取組

令和2年中の大麻乱用少年検挙人員のうち、約8割を特定少年が占めるなど特定少年を中心に大麻のまん延が深刻化していることから、警察において、SNS等を活用した効果的な広報啓発活動、学校等関係機関・団体と連携した薬物乱用防止教室の実施等の対策を推進する。【警】【文】【厚】